

令和6年度補正予算
省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

『(Ⅰ)工場・事業場型』における先進設備・システムの公募要領
(2次公募用)

2025年4月

目次

1. 全体概要		
1－1 公募の目的		2
1－2 事業概要		3
2. 応募の概要		
2－1 対象となる製品		4
2－2 製造事業者の要件		6
2－3 公募スケジュール		6
2－4 応募の流れ		7
3. 申請書類一覧及び申請書類の提出		
3－1 申請に必要な書類		8
3－2 申請書類の提出		9
3－3 問い合わせ先		9
4. 応募に関する注意事項		10
5. 応募申請書の記入例		11
6. 個人情報の取得と利用について		19
【付録】原油換算係数表		21

1. 全体概要

1-1. 公募の目的

令和6年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」(以下、「本事業」という。)は、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が執行団体として、事業の実施運営をいたします。

政府は、2015年の長期エネルギー供給見通しにおいて、2030年までに5,030万kl程度のエネルギーを削減することを目標として掲げていました。しかしながら、脱炭素化に向けた世界的な潮流、国際的なエネルギー安全保障における緊張感の高まりなど、2018年の第5次エネルギー基本計画策定以降もエネルギーをめぐる情勢変化や日本のエネルギー需給構造が抱える様々な課題が発生したことを踏まえ、2021年10月に「第6次エネルギー基本計画」が策定され、更なる野心的な目標が掲げられました。産業部門、業務部門において、2030年までに6,200万kl程度のエネルギーを削減することを目標として定められました。

省エネのさらなる深掘りが必要であるという認識のもと、2020年度に資源エネルギー庁に設置された『先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会』において、高い省エネポテンシャルが見込まれる先進技術等を市場から発掘し、それらに対して補助金等による重点的な支援を行う方針が示されました。また、『先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会』では、産業・業務部門における高い省エネポテンシャルが見込めるものの、未だ市場に普及していない先進的な省エネ設備やシステム(以下、「先進設備・システム」という。)を3つの評価軸(「1. 省エネ技術の先進性」、「2. 省エネ効果」、「3. 導入ポテンシャル」)に基づいて評価することが決定されました。

本事業では令和5年度補正事業に引き続き、先進設備・システムを導入する省エネルギー事業を支援するために補助事業の公募を開始する前に、メーカー等の事業者(以下、「製造事業者」という。)から広く先進設備・システムを公募し、外部審査委員会のもと評価基準に則り審査及び採択を行い、補助対象設備として公表いたします。

なお、本公募要領では、製造事業者が先進設備・システムを応募するために必要な手続きや注意事項等を記載しています。採択された補助対象設備は、本事業の公募開始前にSIIホームページ上で公表します。公表する情報は補助金の申請者が交付申請時に導入設備を予め選定するために重要な情報であるとともに、申請を行わない事業者に対しても先進設備・システムを広く周知する情報となりますので、趣旨をよくご理解いただき応募ください。

1. 全体概要

1-2. 事業概要

令和6年度補正予算省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金には、以下の3つの事業区分があります。

※補助金の申請者が交付申請を行う際の事業要件の概要です。詳細は決定次第ホームページ等でお知らせします。

事業区分		補助対象設備	省エネ効果の要件
(Ⅰ)工場・事業場型	先進枠	先進設備・システム	① 省エネ率＋非化石割合増加率： 30%以上 ② 省エネ量＋非化石使用量： 1,000kl以上 ③ エネルギー消費原単位改善率： 15%以上
	一般枠	オーダーメイド型設備又は 指定設備	① 10%以上 ② 700kl以上 ③ 7%以上
	中小企業 投資促進枠		① 7%以上 ② 500kl以上 ③ 5%以上
(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型		(Ⅲ)設備単位型で指定される下記 設備のみ ・産業ヒートポンプ ・高性能ボイラ ・業務用ヒートポンプ給湯器 ・低炭素工業炉 ・高効率コージェネレーション	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと
(Ⅳ)エネルギー需要最適化型		EMS機器	EMSを活用した省エネの中長期計画を 作成、改善による成果の公表(2%改善 を目安)

(Ⅰ)工場・事業場型のうち、本公募で採択された先進設備・システムを導入し、且つ、省エネ効果のいずれかの要件を達成する事業については、補助対象経費(設備費、設計費、工事費)の1/2又は2/3を補助します。なお、事業区分及び補助対象設備により要件が異なりますので、詳細については本事業の公募を開始する際に公表する公募要領等をご確認ください。

本公募で採択された先進設備・システムのうち、製品種別が「エネルギー負荷機器(本体設備)」であるものについては、令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金の(Ⅲ)設備単位型における補助対象設備への移行申請を可能とする予定です。

なお、詳細については事業の公募を開始する際に公表する公募要領等をご確認ください。

<(Ⅲ)設備単位型の概要>

補助対象設備	事業概要	省エネ効果の要件	補助対象経費	補助率
指定設備	SIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した指定設備へ更新する事業	以下のいずれかの要件 ①省エネ率:10%以上 ②省エネ量:1kl以上 ③経費当たり省エネ量: 1kl/千万円	設備費	1/3以内

2. 応募の概要

2-1. 対象となる製品

本事業の工場・事業場型において補助対象とする先進設備・システムは、以下①から③の要件及びその他の設備要件を全て満たした製品として、外部有識者により構成された外部審査委員会にて承認された製品とします。

▶ 先進設備・システムの要件

① 省エネ技術の先進性

以下のいずれかの評価項目に合致すること。

評価内容	評価項目
革新的な技術	従来技術、原理・方式、材料等と比較して、独自技術・特許技術としての革新性や優位性がある
	従来技術、原理・方式、材料等と比較して、世界初・日本初の技術としての革新性や優位性がある
	生産性の大幅な向上(生産性革命)に資する技術である
	新たな製造プロセスの創出に資する技術である
	新たな制御技術・アルゴリズムを活用した技術である
	余剰エネルギーや副生ガスの活用に資する技術である
	非化石エネルギーへの転換に資する技術である
	その他、飛躍的な性能の向上、低コスト化等が期待できる技術である
革新的な手法	既存技術を新分野で活用するような手法である
	確立された要素技術を応用するような手法である
	既存技術・設備・システム等を新たな組み合わせで活用するような手法である
	その他、飛躍的な性能の向上を、低コスト化等が期待できる手法である

2. 応募の概要

2-1. 対象となる製品

② 省エネ効果

以下のいずれかの評価項目に合致すること。

評価項目
設備、システム一式あたりの省エネ性能(省エネルギー量・省エネルギー率)が高いこと
工場・事業場単位でみて、大きな省エネ効果が見込まれるものであること
費用対効果が一定以上であること

※省エネルギー量算出においては、原則、省エネ法における換算係数を用いてください。
(⇒換算係数は21～22ページ参照。)

③ 導入ポテンシャル

以下のいずれかの評価項目に合致すること。

評価項目
導入を想定している対象範囲(分野・業種・事業規模等)及び市場規模が一定規模以上であること
これまでの導入実績及び市場規模に対する市場占有率(台数又は容量等)の推移状況が本事業に適していること
今後、市場占有率の拡大が一定規模以上見込めること
今後の市場占有率拡大見込みを踏まえた省エネルギー量が一定規模以上見込めること

➤ その他の設備要件

先進設備・システムの①から③の要件に加え、以下の設備要件を全て満たしていること。

1. 実証実験等を含む導入実績を少なくとも1件以上有する設備・システムであること。
※ 開発中の製品でなく、応募時点で一般向けに出荷・販売が可能な製品であること。
2. 幅広く産業・業務部門において導入可能な設備・システムであること。
3. 付帯設備を他社のエネルギー負荷設備(本体設備)に設置する場合は、エネルギー負荷設備(本体設備)の安全性等の保証が担保される製品である根拠を明示できること。
※ エネルギー負荷設備(本体設備)の場合は除く
4. その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備・システムであること。

2. 応募の概要

2-2. 製造事業者の要件

先進設備・システムを応募する製造事業者は、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 国内において事業活動を営んでいる法人であること(法人登記している事業者に限る)。
- ② 製品の製造、輸入等を行い、自社の責任で性能の証明及び出荷・販売を行える事業者であること(製造物責任法(PL法)に規定する製造業者等)。
- ③ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。

※コンソーシアムを形成して応募申請する場合は、本応募申請におけるSIIからの問い合わせ窓口として幹事社を設定してください。なお、コンソーシアムを形成する場合も、構成企業の全てが上記の要件を満たす必要があります。

2-3. 公募スケジュール

- 公募スケジュールは以下の通り。
- 締切後、外部審査委員会の承認が得られ、採択された先進設備・システムについては、補助対象設備として、SIIのホームページで公表します。公表内容は申請時にご提出いただいた「様式 5. 先進設備・システムの応募申請書(公開用概要書)」の全てです。

■ 公募スケジュール

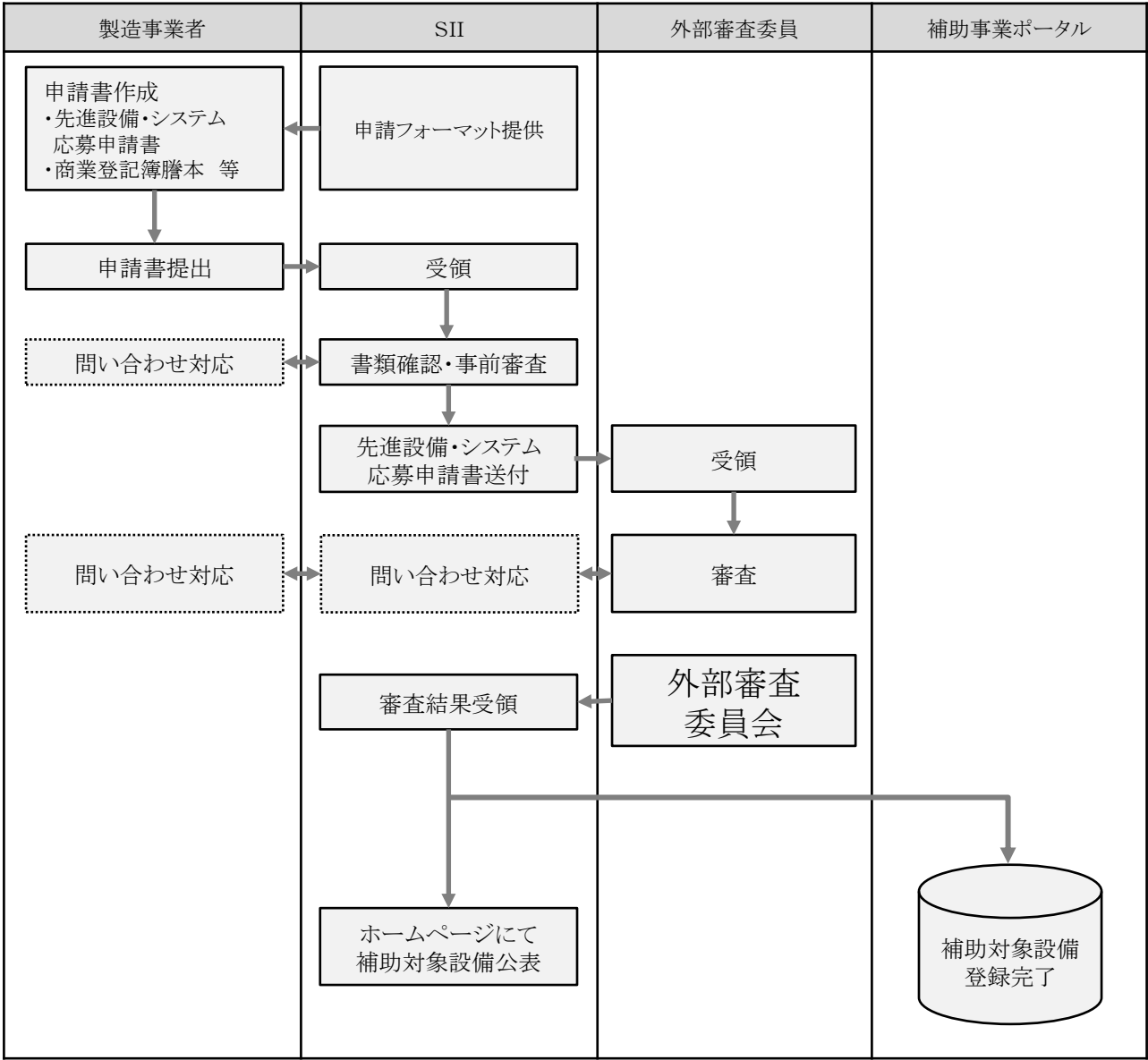
【公募開始日】	2025年 4月2日(水)
【締切日】	2025年 4月16日(水) 17:00
【公表予定日】	2025年 5月下旬

2. 応募の概要

2-4. 応募の流れ

- 先進設備・システムを応募する製造事業者は、SIIのホームページにて申請手続きに必要なフォーマットを入手し、必要事項を入力してください。
- その他の必要書類と併せて、SIIへ提出してください。
- 必要書類の詳細は、次ページ「3-1. 申請に必要な書類」を参照してください。
- SIIは、申請された先進設備・システムが要件を満たしているか事前審査の上、外部審査委員会で審査及び評価を行います。
- SIIは、外部審査委員会で採択が認められた先進設備・システムをSIIのホームページで公表すると同時に、本事業の補助事業ポータルに登録します。

(参考) 応募申請から公表までのフロー(イメージ)



3. 申請書類一覧及び申請書類の提出

3-1. 申請に必要な書類

先進設備・システムの応募に必要な書類は、以下の通りです。

文書番号	書類名称	書式	備考
様式1	設備・システムの説明	指定書式/ 自由書式	様式1の代替として、製品パンフレット等の添付も可とする。
様式2	対象となる製品(先進設備・システムの要件) ①省エネ技術の先進性	指定書式	
様式3	対象となる製品(先進設備・システムの要件) ②省エネ効果	指定書式	
様式4	対象となる製品(先進設備・システムの要件) ③導入ポテンシャル(将来的な普及見込み)	指定書式	
様式5	公開用概要書	指定書式	
添付1	会社情報	自由書式	会社のパンフレット等を添付すること。 コンソーシアムの場合、構成企業についても提出すること。
添付2	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書)	自由書式	発行から6か月以内のもの。 コンソーシアムの場合、構成企業についても提出すること。

- ※ 申請書類に記載いただいた情報は、本事業にのみ使用し、補助金の申請者へは「様式5. 先進設備・システム 公開用概要書」を公表します。
- ※ 上記書類について、SIIより確認のための問い合わせや追加書類の提出を求める場合があります。

3. 申請書類一覧及び申請書類の提出

3-2. 申請書類の提出

応募申請を行う事業者はSIIホームページ(<https://sii.or.jp/>)にてアカウントを取得し、先進設備・システム事業者ポータルにログインしてください。必要事項を入力して、作成した応募申請書をポータル上からSIIへ提出してください。**なお、原本の郵送は不要です。**

提出ファイル (添付ファイル)	1. 先進設備・システム応募申請書(様式1～5) (Excelファイル) 2. 商業登記簿謄本(PDFファイル) 3. 会社情報 4. 製品情報(パンフレット等)
--------------------	--

詳細の手順については、別途公開の「先進設備・システム公募 ポータルの手引き」を参照してください。

- 1. 申請書フォーマットをSIIホームページよりダウンロードしてください。
 - 2. 申請書を作成し、必要書類の準備をしてください。
 - 3. ポータル上で必要情報を入力し、提出ファイルを添付したのちに、入力を完了してください。
- ※「先進設備・システム応募申請書」の入力内容に不備等がある場合は、受付できないことがありますので、ご注意ください。

3-3. 問い合わせ先

問い合わせ先	一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第1部 先進設備・システム公募受付担当 TEL: 03-5565-3840 (平日 10:00～12:00、13:00～17:00)
--------	--

※お問い合わせ時には、「先進設備・システムの応募について」と電話対応者にお伝えください。

※通話料が発生しますので、ご注意ください。

※上記以外の他事業の電話番号にお問い合わせいただいても、先進設備・システムの応募についてお答えできません。必ず上記の問い合わせ先にご連絡ください。

4. 応募に関する注意事項

先進設備・システムを応募する製造事業者は、以下の点にご注意ください。先進設備・システム応募申請書の提出をもって、以下全ての事項について同意したものとみなします。

1. 申請書類に間違いが無いよう十分注意すること。万一、SIIが間違いを見つけた場合、速やかにSIIの指示に従うこと。
2. 応募する製品は、原則、申請時点で出荷・販売されていること。
3. 申請した内容に廃番又は変更(製品に係る性能、仕様、担当者情報等)があった場合、速やかにSIIへ報告を行うこと。変更の内容についてSIIが適切でないと判断した場合、SIIの指示に従うこと。
4. 本事業で定める要件は、本事業における対象製品を選定するための要件であり、対象とする製品の安全性、及び性能についてSIIが担保するものではない。対象製品により発生する故障や欠陥、事故等の瑕疵についてSIIは一切の責任を負わない。製品の瑕疵については、対象製品を出荷・販売した製造事業者が責任を負うこと。
5. SIIは、必要に応じて製造事業者への立入検査ができる。製造事業者は、SIIからの検査の求めに応じなければならない。検査の結果、問題や課題が発見された場合、SIIはその製造事業者の製品を対象外とする場合がある。
6. 応募申請を行う製造事業者は、全ての申請書類を本事業の終了後から5年間保管し、事業終了後においても、SIIからの閲覧や提出の求めに協力できること。
7. 応募申請を行う製造事業者において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。SIIにより虚偽が認められた場合、SIIは当該製造事業者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で報告させることができるものとする。
8. 前項の報告を受けたとき、SIIはその内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、SIIが審査に必要があると認めるときは、当該製品に関連する資料の提出を命じ、製造事業者の工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。
9. 前項により製造事業者に不正行為があったと認められたときは、採択された補助対象設備を対象外として取消すとともに、製造事業者の名称及びその内容を公表する場合がある。
10. 登録された情報に虚偽・不正が認められた場合、それ以降その事業者からの一切の応募を受け付けない。
11. 前項の規定により対象外として取消す場合、経済産業省 資源エネルギー庁及びSIIの指示に従い適切に処置すること。
12. 製造事業者と補助事業者との間で生じる問題や、製造事業者と製造元、輸入元等との間で生じる問題等に関しては、SIIは一切の責任を負わないものとする。
13. 経済産業省 資源エネルギー庁が利用目的(対象製品の価格の分析等)を明らかにした上で、製品等に関する情報の提供を求めた場合、これに応じること。
14. 製品情報について、予め製造事業者に通知した上でSIIが他の補助事業に活用する場合がある。
15. 間接補助事業で申請があった際、販路が限定されている等の事情で3者見積の取得が困難な場合は、価格の妥当性を示す資料提出の求めに協力すること。

5. 応募申請書の記入例

設備/システムの説明

本設備/システムについて、具体的に説明してください。

本設備は、●●型○○製品の従来の加工程、洗浄工程、乾燥工程といった製造工程を新工程として一つに集約することで、大幅な生産性の向上、並びに電化によるエネルギーコスト削減を実現するものである。これにより、年間生産量■■■個である工場を想定した場合、従来のエネルギー使用量を○●%削減させ、省エネに寄与することが可能である。

製造業を主とする工場等で導入可能である。既存設備から更新する場合は、本設備自体が従来の製造工程より大幅に省スペース化を実現でき、かつ配管等の切り替えが比較的容易であるため、既存設備からの切り替えは実質1週間程度で行うことができる。敷設の際の条件は、・・・・・・

従来の製造工程では、各工程で設備が分かれており、また使用エネルギーが複数あったが、本設備では、使用エネルギーの統一及び各工程を一つの設備に集約することにより、省エネルギー化及び生産性向上を実現することができた。異なるエネルギーを一つにするために、少ない電気エネルギーで大きな動力を生み出す●●装置の導入や、一つの設備に集約できるよう当社独自システム△△による適切な配管構成、及び温度センサ等の適切な配置を行った。このほか、・・・・・・

製品概要を踏まえ、応募する設備/システムについて、以下の項目等を分かりやすく説明してください。

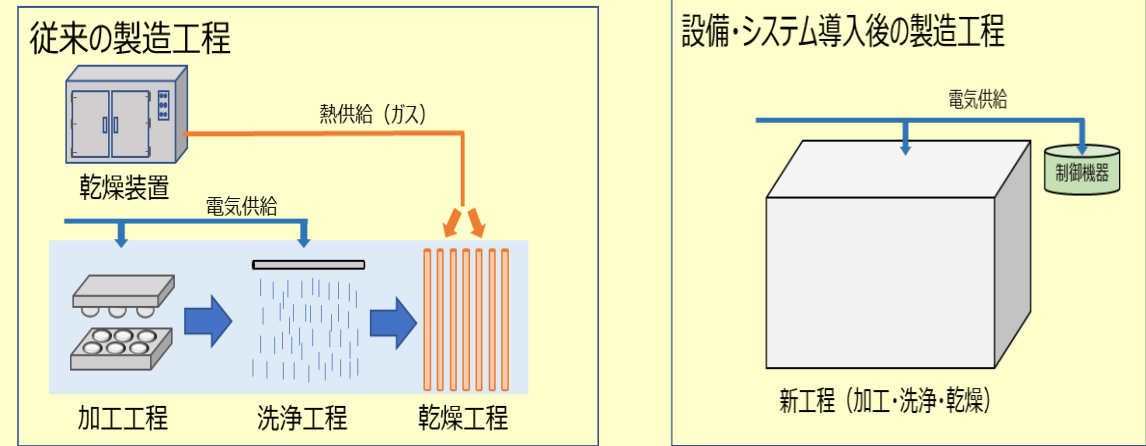
図表を添付する場合は、下部の添付エリアに添付ください。

- ・どのような設備/システムか、設備/システムの概要や特長
- ・こういった業種やプロセスが対象となるかの詳細な説明
- ・仕組みや特長、導入方法や具体的な使い方
- ・従来技術・設備・システムとの比較、応募する設備/システムの優位性
- ・設計図や概要図 等

図や写真を添付する必要がある場合は、以下に添付してください。

【入力上のポイント1】
設備・システムが技術的にどのような仕組みや特長を有するものであるかを説明すること。

【入力上のポイント2】
どのようなプロセスに対し、どのように導入するか、設置方法や使い方等を具体的に説明すること。



※本申請にあたって記載いただいた情報は、先進設備・システムの審査のためだけに使用され、設備導入事業者向けの公表様式である「様式5」に記載の内容以外が公表されることはありません。

5. 応募申請書の記入例

■対象となる製品（先進設備・システムの要件）

①省エネ技術の先進性

評価項目「①省エネ技術の先進性」の中で、該当する項目をブルダウンより選択してください。	
1	【革新的な技術】生産性の大幅な向上（生産性革命）に資する技術
2	【革新的な技術】その他、飛躍的な性能の向上、低コスト化等が期待できる技術
3	【革新的な技術】余剰エネルギーや副生ガスの活用に資する技術

本設備/システムによる省エネ技術の先進性について、選択した評価項目を踏まえて説明してください。

1	【革新的な技術】生産性の大幅な向上（生産性革命）に資する技術
---	--------------------------------

本設備は、従来の〇〇設備と●●設備を用いた工程を集約し、■方式の生産工程として統合したものである。これにより、〇〇設備における乾燥工程が不要になるため、エネルギーの大幅な削減が可能である。
■方式の実現に当たっては、新たに開発した〇〇系合金を用いることにより、アームの強度が大幅に増したことで一気通貫での処理工程が可能になった。また、〇〇センサーの搭載と〇〇制御システムにより、必要最小限のオペレーティングが実現し、加工ロスの削減に寄与した。
具体的には、
本設備で採用した■方式は、従来の△△方式を量産型生産設備として拡張させる際において課題とされていた〇〇を大幅に削減することで実用化に至った。この、〇〇の削減は、〇〇技術として特許を取得している。

本設備は、従来の〇〇工程に対して、概ね〇%の電力使用量の削減がされるなどの直接的な省エネルギー効果が見込まれるほか、生産性の向上や、廃棄率の改善等により、他工程と併せて更なる省エネルギーが期待できる。また、本設備は広義では〇〇設備市場に位置付けられるものの、従来にない分野であり、今後新たに〇〇市場などの需要も取り込む可能性がある。

図や写真を添付する必要がある場合は、以下に添付してください。

【記入上のポイント1】
『評価項目』で選択した指標に対し、具体的にどのような仕組みや性能、特長が当てはまるのか、技術的な内容も含めて説明すること。

【記入上のポイント2】
特許技術の場合も、公開資料をそのまま転記するのではなく、内容を要約し、特許のポイントとなる点をわかりやすく説明すること。また、その特許技術によるエネルギー消費がどう改善されるかを具体的に説明すること。

【記入上のポイント3】
従来技術との比較についても説明すること。自社製品との比較のみでなく、他社含めた市場全体における、本製品の位置付けを説明すること。

※本申請にあたって記載いただいた情報は、先進設備・システムの審査のためだけに使用され、設備導入事業者向けの公表様式である「様式5」に記載の内容以外が公表されることはありません。

5. 応募申請書の記入例

■対象となる製品（先進設備・システムの要件）

①省エネ技術の先進性

本設備/システムによる省エネ技術の先進性について、選択した評価項目を踏まえて説明してください。

2	【革新的な技術】その他、飛躍的な性能の向上、低コスト化等が期待できる技術 方式の実現に当たっては、新たに開発した〇〇系合金を用いることにより、アームの強度が大幅に増したことで一気通貫での処理工程が可能になった。また、〇〇センサーの搭載と〇〇制御システムにより、必要最小限のオペレーティングが実現し、加工ロスの削減に寄与した。 具体的には、、、
---	--

様式 2（1）で評価項目を2つ以上選択された方は、表示された評価項目に対する説明をこちらに記載ください。

図や写真を添付する必要がある場合は、以下に添付してください。

導入を検討している事業者にはわかりやすいように、図やイラストも用いて記載してください。

※本申請にあたって記載いただいた情報は、先進設備・システムの審査のためだけに使用され、設備導入事業者向けの公表様式である「様式 5」に記載の内容以外が公表されることはありません。

5. 応募申請書の記入例

令和6年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」
「工場・事業場型」における『先進設備・システム』応募申請書

様式2

■対象となる製品（先進設備・システムの要件）

①省エネ技術の先進性

本設備/システムによる省エネ技術の先進性について、選択した評価項目を踏まえて説明してください。

3	【革新的な技術】余剰エネルギーや副生ガスの活用に資する技術
---	--------------------------------------

本設備は、従来の〇〇設備と●●設備を用いた工程を集約し、■方式の生産工程として統合したものである。これにより、〇〇設備における乾燥工程が不要になるため、エネルギーの大幅な削減が可能である。
■方式の実現に当たっては、新たに開発した〇〇系合金を用いることにより、アームの強度が大幅に増したことで一気通貫での処理工程が可能になった。また、〇〇センサーの搭載と〇〇制御システムにより、必要最小限のオペレーティングが実現し、加工ロスの削減に寄与した。
具体的には、、、

様式2（1）で評価項目を2つ以上選択された方は、表示された評価項目に対する説明をこちらに記載ください。

図や写真を添付する必要がある場合は、以下に添付してください。

導入を検討している事業者にはわかりやすいように、図やイラストも用いて記載してください。

※本申請にあたって記載いただいた情報は、先進設備・システムの審査のためだけに使用され、設備導入事業者向けの公表様式である「様式5」に記載の内容以外が公表されることはありません。

5. 応募申請書の記入例

■対象となる製品（先進設備・システムの要件）

②省エネ効果

評価項目「②省エネ効果」の中で、最も該当する項目をプルダウンより選択してください。

設備、システム一式あたりの省エネ性能（省エネルギー量・省エネルギー率）が高いこと

本設備/システムによる省エネ計算モデルを説明してください。

本設備は、〇〇工程における乾燥工程が不要であり、また、〇〇削減技術により工程の生産性が向上し、オペレーティングが最適化されたことから従来の〇〇工程に比べて大幅な省エネルギー化が見込まれる。具体的な省エネ計算方法は以下のとおりである。

【本設備のエネルギー使用量】
■ ■工程：消費電力 × 稼働時間 = ■ ■工程におけるエネルギー使用量
△ △工程：単位当たり消費電力 × 生産量 = △ △工程におけるエネルギー使用量
【従来の工程におけるエネルギー使用量】
■ ■工程：消費電力 × 稼働時間 = ■ ■工程におけるエネルギー使用量
〇 〇工程：消費電力 × 稼働時間 = 〇 〇工程におけるエネルギー使用量
△ △工程：単位当たり消費電力 × 生産量 = △ △工程におけるエネルギー使用量

(※省エネ計算で利用する項目・数値、及びその根拠を説明してください。)
これにより、工程全体では標準的な条件（稼働時間〇時間、生産量〇個）では年間〇〇kWh（原油換算量：〇〇kl）の省エネルギー量が見込まれ、工程における省エネ率はおおよそ〇%である。

【入力上のポイント1】
見込まれる省エネ効果について、省エネ計算モデルを作成し、わかりやすく説明すること。

【入力上のポイント2】
従来の技術・設備・システムと比較し、どれくらいの省エネ効果があるか具体的な数値に基づき省エネ量、省エネ率の値を示すこと。

過去の導入事例での省エネ効果を記載してください。
また、上記計算モデルとの整合性について説明してください。

【導入施設】
食品工場
【導入した内容】
本設備：〇台、〇〇設備（付帯設備）：〇台、〇〇制御システム：〇台
主に〇〇製品を製造するラインにおいて、〇〇工程の効率化を図り、〇〇設備と●●設備を廃止し、本設備による〇〇方式を採用した。

【省エネ効果】
年間省エネルギー量：
（従来設備の消費電力〇×稼働時間〇）－（本設備の消費電力〇×稼働時間〇）＝〇〇kWh（〇kl）
事業所単位での省エネ率：〇〇%
【計算モデルとの整合性について】
本事例においては、別途〇〇工程への〇〇供給があることから、これを考慮するために消費電力は〇〇設備の稼働を考慮する必要がある。但し、これによる省エネ量への影響はわずかであり、実測に基づいた省エネ率は〇〇%と、計算モデルと概ね同水準である。

【入力上のポイント1】
過去の導入事例でどの程度、省エネ効果（省エネ量・省エネ率）があったか説明すること。（過去事例は、製品発売前の実証事例でも可。）

【入力上のポイント2】
設備・システムを導入することによりどの程度事業所単位で省エネに寄与するか、想定される省エネ率を、前提条件等を明記した上で計算過程がわかるように説明すること。

【入力上のポイント3】
上記に示す省エネ計算モデルと比較して、過去の導入事例での結果や、計算モデル中の変動要素、計算モデルを使用する際に考慮する必要がある点等を説明すること。

導入事例における 省エネ量（原油換算：kl）	120	kl/年	導入事例における 事業所単位での省エネ率 注2	30.0	%
導入事例における 費用対効果（年間） 注1	1,000.0	kl/千万円	導入事例における 更新範囲での省エネ率 注2	35.0	

注1 費用対効果＝省エネルギー量[kl]/（設計費＋設備・システム費＋工事費）[千円]
注2 省エネ率については、2項目のうち少なくとも1項目以上を必ず入力してください
※本申請にあたって記載いただいた情報は、先進設備・システムの審査のためだけに
向けの公表様式である「様式5」に記載の内容以外が公表されることはありません

省エネ率については、2項目のうち少なくとも1項目以上を必ず入力してください。

5. 応募申請書の記入例

■対象となる製品（先進設備・システムの要件）

③導入ポテンシャル

評価項目「③導入ポテンシャル」の中で、最も該当する項目をプルダウンより選択してください。

導入を想定している対象範囲（分野・業種・事業規模等）及び市場規模が一定規模以上であること

本設備/システムによる導入ポテンシャルについて、選択した評価項目を踏まえて、それぞれを理由を含めて説明してください。

本設備は、食品製造業における〇〇工程への導入が可能であるほか、〇〇工程を要する化学工業への導入も可能である。

<代替可能な市場規模>

食品製造業は全国で〇事業所であり（〇〇統計）、このうち約〇%が〇〇工程による製造を行っていると考えられる。本設備では〇〇の制約から、〇%を除いた残りの〇%での導入が見込まれることから、食品製造業における潜在的な市場規模は約〇台である。また、化学工業における〇〇工程は、〇〇統計より、約〇台程度の市場規模であると考えられる。

<今後の販売予測とそれに伴う価格低減効果>

今後、食品製造業を対象とした〇〇展への出展、事業者が集まる〇〇地域への重点的な営業活動等を通じて、2025年度に〇台、2027年度に〇台の導入を見込んでいる。また、〇〇部品の量産化や、製造工程の見直し等により、2030年度に〇台程度の販売を見込みつつ、販売価格を〇%程度引き下げる想定である。

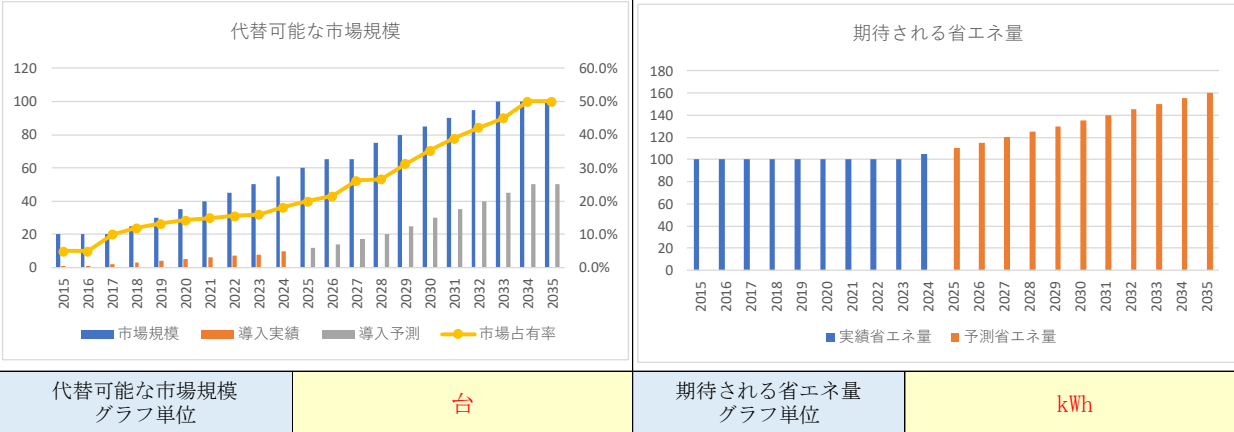
【入力上のポイント1】

対象となりうる業種範囲、導入が見込まれる市場規模及び本設備・システムにて代替可能な市場規模を示すこと。

【入力上のポイント2】

今後の販売数量見込みとそれに伴う価格低減効果を示すこと。

【様式4_グラフ作成用】のシートを用いて、以下グラフを作成ください。（該当シートより自動反映）



5. 応募申請書の記入例

製造会社情報（コンソーシアムの場合は、幹事社）

設備/システム名	●●●●●●●●	・先進的な技術が同じであり、容量等が異なる複数型番を含む設備を申請される場合は、ワイルドカード「■」を用いてご入力いただけます。
製品種別	エネルギー負荷設備(本体設備)	
型番	XXXX-XXXX	
会社名	株式会社○○○○	
本社所在地	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目○番○号	
会社WEBページURL	https://XXXX/XXXX	
製品紹介ページURL	https://XXXX/XXXX	

製品についてのお問い合わせ先

連絡先	・お問い合わせ先は、メーカー以外の連絡先でも構いません。 ※代理店や販売店の連絡先でも可 ・本資料を見た事業者が連絡できる連絡先をご記入ください。 ※ただし、お問い合わせの内容等について、SHIは一切の責任を負うものではありません。
-----	---

登録設備情報

導入可能な主な業種・分野	C. 鉱業、採石業、砂利採取業	E. 製造業	H. 運輸業、郵便業
導入対象となる分野・プロセス	空気調和設備、蒸気発生プロセス、●●の生産工程、●●の加熱プロセス、等		
導入事例の省エネ量（原油換算：kl）	120.0	kl/年	
工場・事業場当たりの想定省エネ率	30.0	%	
設備・システム当たりの想定省エネ率	35.0	%	
導入事例における費用対効果（年間）	1000.0	kl/千万円	
1台又は1式当たりの想定導入価格（参考）	10,000,000	円	
保守・メンテナンス等の年間ランニング費用	1,000,000	円/年	

製品・システムの概要

導入を検討している事業者にわかりやすいように簡潔に記載してください。

先進性についての説明

導入を検討している事業者にわかりやすいように簡潔に記載してください。

5. 応募申請書の記入例

製品・システムの概要・イメージ図

導入を検討している事業者にわかりやすいように簡潔に記載してください。

導入事例の概要・イメージ図

業種・分野	製造業	対象設備・プロセス	空調調和設備
導入を検討している事業者にわかりやすいように簡潔に記載してください。			

6. 個人情報の取得と利用について

1. 個人情報の取得について

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」といいます。)は執行する令和6年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」および「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」(以下「本事業」といいます。)の実施に関わる先進設備・システム公募のため、以下「2. 」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得します。これらの取得した情報を、「3. 」に記載する利用目的で利用し、「5. 」に記載する範囲・目的で提供することに、製造事業者は同意するものとします。

SIIの個人情報保護方針は以下をご確認ください。

<https://sii.or.jp/privacy/>

2. 取得する情報

SIIは、先進設備・システム公募から本事業の実施期間にわたり、以下の情報を取得します。

- ① 氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の製造事業者情報
- ② 製造・販売する設備の概要、型番、性能値等の情報
- ③ その他、本事業に必要な情報

なお、製造事業者等がSIIに提供する上記の情報に、コンソーシアム事業者情報等、製造事業者等が自ら取得した個人情報が含まれる場合、SIIへの提供およびSIIから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとします。

3. 利用目的

SIIは「2. 」で取得した情報を以下の目的で利用します。

- ① 先進設備・システム公募の審査、管理、連絡等
- ② 先進設備・システム公募以降の本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握等
- ③ SIIの各種情報案内、アンケート・調査等の実施
- ④ その他、本事業の運営に必要な業務

4. 第三者への提供について

SIIは「2. 」で取得した情報を、以下の場合および「5. 」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、ご本人に同意いただいたものに限ります。

- ① 法令により提供を求められた場合
- ② 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③ 国の機関又は地方公共団体又はその委託先を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

5. 先進設備・システム公募における提供先及び提供情報について

先進設備・システム公募では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに※1提供します。各提供先に先進設備・システム公募で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考
国	・ 本事業の申請状況・効果分析 ・ その他省エネに資する調査・研究等	2.①②③	メール、Webストレージ等	
一般	・ 採択決定事業者名、先進設備・システム名、型番の確認 ・ 本事業の公募 ・ その他本事業にかかる周知	製造事業者名、製品名、問い合わせ先※3、電話番号、製品システムの概要 等	SII HPへの掲載等	

※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1:1で紐づく情報は個人情報として扱います。
※2 「8.」に示す外部委託先は提供先として扱いません。
※3 提出された公開情報の問い合わせ先に担当者氏名等個人情報が含まれる場合は、その形で掲載されますので、あらかじめご了承ください。

6. 個人情報の取得と利用について

7. 個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがあります。

8. 外部委託

SIIは「2.」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがあります。委託会社等に対しては、適切な管理および保護を行います。

9. 開示請求等について

SIIが保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きは下記の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認のうえ、対応いたします。

<相談窓口>

一般社団法人環境共創イニシアチブ

個人情報取扱管理担当

p-support@sii.or.jp

【付録】原油換算係数表

➤ 原油換算係数表(1)

省エネルギー量算出においては、原則、以下の省エネ法における換算係数を用いること。

【換算係数表(化石燃料)】

発熱量10(GJ)＝原油換算量0. 258(kl)		
燃料名・量		発熱量(GJ)
原油	1kl	38. 3
原油うちコンデンセート	1kl	34. 8
揮発油	1kl	33. 4
ナフサ	1kl	33. 3
ジェット燃料油	1kl	36. 3
灯油	1kl	36. 5
軽油	1kl	38. 0
A重油	1kl	38. 9
B・C重油	1kl	41. 8
石油アスファルト	1トン	40. 0
石油コークス	1トン	34. 1
液化石油ガス(LPG)	1トン	50. 1
石油系炭化水素ガス	千m3	46. 1
液化天然ガス(LNG)(窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものをいう。)	1トン	54. 7
その他可燃性天然ガス	千m3	38. 4
輸入原料炭	1トン	28. 7
コークス用原料炭	1トン	28. 9
吹込用原料炭	1トン	28. 3
輸入一般炭	1トン	26. 1
国産一般炭	1トン	24. 2
輸入無煙炭	1トン	27. 8
石炭コークス	1トン	29. 0
コールタール	1トン	37. 3
コークス炉ガス	千m3	18. 4
高炉ガス	千m3	3. 23
発電用高炉ガス	千m3	3. 45
転炉ガス	千m3	7. 53
都市ガスの熱量については都市ガス会社に確認すること。		

【原油換算係数表(電気)】

発熱量10(GJ)＝原油換算量0. 258(kl)		
電気の量		発熱量(GJ)
買電	1kWh	8. 64

【付録】原油換算係数表

➤ 原油換算係数表(2)

【原油換算係数表(非化石燃料)】

発熱量10(GJ)＝原油換算量0. 258 (kl)		
燃料名・量		発熱量(GJ)
黒液	1トン	13. 6
木材	1トン	13. 2
木質廃材	1トン	17. 1
バイオエタノール	1kl	23. 4
バイオディーゼル	1kl	35. 6
バイオガス	千m3	21. 2
その他バイオマス	1トン	13. 2
RDF	1トン	18. 0
RPF	1トン	26. 9
廃タイヤ	1トン	33. 2
廃プラスチック	1トン	29. 3
廃油	1kl	40. 2
廃棄物ガス	千m3	21. 2
混合廃材	1トン	17. 1
水素	1トン	142
アンモニア	1トン	22. 5
都市ガスの熱量については都市ガス会社に確認すること。		

【原油換算係数表(熱)】

発熱量10(GJ)＝原油換算量0. 258 (kl)		
熱の種類・量		発熱量(GJ)
産業用蒸気	1GJ	1. 17
産業用以外の蒸気	1GJ	1. 19
温水	1GJ	1. 19
冷水	1GJ	1. 19

※ 上記の換算係数表は、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則(令和7年4月1日施行)」より抜粋。



先進設備・システムの公募に関するお問い合わせ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

先進設備・システムの公募に関するお問い合わせ窓口

TEL:03-5565-3840

<受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

ホームページ:<https://sii.or.jp/>